

中型まき網漁業

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
かつお・まぐろまき網漁業	尾鷲市三木崎正東から三重、和歌山両県界までの沖合	5月18日から9月15日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン以上40トン(2そうまき20トン)未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	5 (5)	三重県沿岸市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
外海火光利用あぐり網漁業	度会郡南伊勢町田曾崎南南東より三重、和歌山両県界までの沖合	9月1日から翌年5月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン以上40トン(2そうまき20トン)未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	11 (11)	志摩市志摩町以南の沿岸市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
外海火光利用夏あぐり網漁業	北牟婁郡紀北町大島灯台から180度の線と度会郡南伊勢町見江島灯台から150度の線との間	6月1日から8月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン以上40トン(2そうまき20トン)未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	11 (11)	度会郡南伊勢町から北牟婁郡紀北町に至る沿岸市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
伊勢湾口火光利用あぐり網漁業	伊勢湾南限線から志摩市大王町大王崎正東までの沖合	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン以上34トン(2そうまき20トン)未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	7 (4)	鳥羽市から志摩市大王町までの沿岸市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
いわしあぐり網漁業	伊勢湾及び志摩市阿児町安乗、同市同町国府境界より南東線までの沖合。	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン以上34トン(2そうまき20トン)未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	8 (5)	志摩市阿児町以北の沿岸市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
魚目あぐり網漁業	伊勢湾及び志摩市阿児町安乗、同市同町国府境界より南東線までの沖合。	1月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン以上34トン(2そうまき20トン)未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	8 (5)	志摩市阿児町から四日市市に至る沿岸市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者
たい巾着網漁業	鳥羽市神島町から志摩市大王町大王崎までの区域	3月1日から6月30日まで並びに10月1日から12月31日まで	許可証に記載された船舶の推進機関の馬力数	5トン以上34トン(2そうまき20トン)未満の範囲内において許可証に記載された船舶の総トン数	5 (3)	鳥羽市から志摩市大王町に至る市町に住所を有する漁業者又は漁業従事者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和2年2月28日から同年3月13日までとする。

3 備考

許可又は起業の認可には、以下に掲げる条件を付す。

(1) 使用船舶の制限

ア 網船の扱い

外海域の中型まき網漁業について網船を34トン以上に増トンするにあたっては、別表1の条件を満たす場合に限ることとする。

イ 火船の扱い

火船として使用する船舶の1隻当たりの総トン数は20トン未満とする。

1統当たりの火船の隻数は2隻以内とする。(規則第39条第2項)

ウ 火船の予備船の扱い

火船以外の附属船のうち、真に必要な場合で、県が認めた場合、1船団あたり1隻のみに集魚装置(集魚に使用する電球は含まない。)の設置を認めます。

火船以外の附属船に集魚装置を設置した場合は、火船の予備船であることを船団構成の中で明記することとする。

なお、火船の予備船を火船として使用する必要が生じた場合は、漁業許可証の書換えの手続きをとるものとする。

エ 火船以外の附属船の扱い

火船以外の附属船に集魚灯及び集魚装置を設置してはならないものとする(ただし、火船の予備船の集魚装置は除く)。

オ 作業艇の扱い

1そうまきのチャッカー船等の作業艇は、原則として総トン数5トン未満で、集魚装置、魚群探査装置及び運搬機能を備えない船舶(漁獲増につながらないもの)であって、県に届け出たものについては、5-(2)-イの附属船の隻数に含めないものとする。

カ 附属船の重複

同じ許可者が2ヶ統を経営しており、2ヶ統とも同じ用途(火船、探索船、運搬船等)で附属船を使用する場合は、附属船の重複を認めます。なお、外海域のまき網漁業に限り、運搬船については、異なる許可者間でのその重複も認めます。

キ 附属船の操業

附属船のみの操業は認めません。従って、同一船団の網船が漁港等に停泊している段階では、火船による集魚行為を認めません。

(2) 船団の構成

附属船については全て許可証の裏面に記載することとし、変更があった場合は漁業許可証の書換えの手続きをとることとする。

ア 船団の合計総トン数

操業に使用する船舶の合計総トン数は、外海域のまき網漁業では500トン未満、伊勢湾域から伊勢湾口域のまき網漁業では200トン未満とする。

イ 附属船の隻数

網船以外の附属船(火船を含む)は、5隻以内とする。

1統あたりの船団構成	1そうまき	2そうまき
	6隻以内	7隻以内

(3) 漁具等の制限

ア 使用する漁具

(ア) 漁具の規模

以下の漁業種類においては、下表の規模以下とする。

漁業種類	仕立て上り浮子網の長さ
かつお・まぐろまき網漁業	1,500メートル以下
外海火光利用あぐり網漁業 外海火光利用夏あぐり網漁業	900メートル以下

(イ) 集魚に使用する電球の総容量

外海域で操業する火船の1隻あたりの集魚に使用する電球は10キロワット以下とします。また、伊勢湾口域で操業する火船1隻あたりの集魚に使用する電球は2キロワット以下とします。

集魚に使用する電球とは、水産動物の走光性を利用し、水産動物の密度を高くし漁獲能力をあげるために用いられる電球をいいます。

集魚に使用する電球には、船上で使用する電球及び水中で集魚に使用する電球いずれも含まれます。また、電球の種類は、メタルハライド球、ハロゲン球、白熱球に限ります。

水中で使用する電球については、真に必要な場合で、県が認めた場合、伊勢湾口域においては1本以内かつ2キロワット以下、外海域においては2本以内かつ10キロワット以下の予備電球とそれに必要とされる電球用ソケット、安定器、昇降装置、一連の装置をつなぐコードの代替設備としての搭載を認めます（常時使用はできません）。

(ウ) 集魚装置の扱い

集魚装置とは、集魚に使用する電球を機能させるために用いられる発電機、電球用ソケット、安定器、昇降装置、一連の装置をつなぐコードをい、集魚に使用する電球は含まれません。

(エ) 発電機及び安定器の扱い

火船1隻に搭載できる集魚装置給電用の発電機の総容量は20キロワット以下とします。ただし、伊勢湾口域で操業する火船については、5キロワットを超え20キロワット以下の集魚装置給電用の発電機を装備する船舶については、集魚に使用する電球へ電力を供給する配線に2キロワット以下の過負荷継電器（ブレーカー）を取り付けるものとします。

(i) 発電機にかかる報告

外海域及び伊勢湾口域で操業する火船及び火船予備船は、その船舶に搭載している発電機のメーカー名、メーカー型式、発電機容量（キロワット表示）、ブレーカー取り付けの有無（アンペア表示）、集魚に使用している発電機の特長（主機、補機のうち、どちらで使用するのかを特長）を報告しなければならないものとします。また、発電機の積替えについては、発電機を積み替える前に、県に変更届を提出し、県の確認を受けなければならないものとします。

(ii) 安定器の扱い

火船1隻あたりに搭載できる安定器は、伊勢湾口域において1台以内かつ総容量2キロワット以下、外海域においては2台以内かつ総容量10キロワット以下とします。ただし、真に必要な場合で、県が認めた場合、伊勢湾口域において1台以内かつ総容量2キロワット以下、外海域においては2台以内かつ10キロワット以下の安定器の予備設備としての搭載を認めます（常時使用はできません）。

(iii) 安定器にかかる報告

外海域及び伊勢湾口域で操業する火船及び火船予備船は、その船舶に搭載している安定器のメーカー名、メーカー型式、安定器容量（キロワット表示）を報告しなければならないものとします。また、安定器の積替えについては、安定器を積み替える前に、県に変更届を提出し、県の確認を得なければならないものとします。

イ 魚槽用電球の扱い

運搬を用途とする船舶のうち、魚槽に收容している水産動物を定位あるいは誘導することを目的として使用する電球は1隻あたり1キロワット以下とし、集魚に使用する電球の種類はハロゲン及び白熱灯に限るものとします。

また、電球用ソケットまでのケーブルの長さは20メートル以下とします。

ウ 活魚運搬用装置の扱い

活魚運搬用装置（フィッシュバック等、活魚運搬に使用する類似のものを含む）については、県に届け出るものとします。

また、活魚運搬用装置を曳航する船舶は、運搬機能を備えることになるため、5-（2）-イの附属船の隻数に含めるものとします。

エ 操業の制限

(ア) かつお・まぐろまき網漁業にあつては、釣漁船の餌付中又は釣獲中はこれを妨げてはなりません。

(イ) 外海火光利用あぐり網漁業にあつては、免許漁業（飼付）の操業を妨げてはなりません。

(ウ) 当該漁業において、以下に掲げる区域では、たいを採捕してはなりません。

- 1 鳥羽市国崎町鎧崎東端
- 2 鳥羽市石鏡町石鏡島東端
- 3 鳥羽市菅島町白崎東端
- 4 鳥羽市答志町築上崎東端
- 5 鳥羽市答志町大築海島東端
- 6 鳥羽市答志町小築海島頂上
- 7 鳥羽市神島町岡の鼻から15度1,454.5メートルの点
- 8 鳥羽市神島町うの鼻から55度45分1,636.4メートルの点
- 9 鳥羽市神島町大イロ島から130度25分4,545メートルの点
- 10 8、9直線の延長線と志摩市阿児町甲賀ささごの鼻から愛知県田原市大山頂上に至る線との交点
- 11 志摩市阿児町甲賀ささごの鼻から愛知県田原市大山頂上に至る線と2、1の直線の延長線との交点

上記11、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11を結んだ線によって囲まれた区域

(エ) 下記に掲げる区域において操業してはなりません。

漁業種類	操業区域の条件
かつお・まぐろまき網漁業	操業区域のうち、最大高潮時海岸線（島嶼を除く。）から5哩以内の区域を除く。
外海火光利用あぐり網漁業	（34トン以上）操業区域のうち、最大高潮時海岸線（島嶼を除く。）から3哩以内の区域を除く。 （34トン未満）操業区域のうち、最大高潮時海岸線（島嶼を除く。）から3哩以内の区域を除く。 ただし、田曾崎南南東の線から二又島南南東の線までの間であつて、関係漁業者間の調整が整った区域については、3哩以内であってもこの許可に基づく操業区域と認める。
外海火光利用夏あぐり網漁業	（南伊勢町、紀北町地区）操業区域のうち、次の区域を除く。 1 紀北町大島灯台から半径3,200メートル以内の区域 2 1の区域を除く最大高潮時海岸線（島嶼を除く。）から3哩以内の区域 （錦地区）操業区域のうち、次の区域を除く。 1 大島灯台から半径3,200メートル以内の区域 2 1の区域を除く最大高潮時海岸線（島嶼を除く。）から3哩以内の区域 ただし、南伊勢町赤島から140度の線と平瀬島南端から170度の線との間にあつては、関係漁業者間で調整が整った場合は、この許可に基づく操業区域と認める。
伊勢湾口火光利用あぐり網漁業	操業区域のうち、志摩市阿児町志島崎正東以北については最大高潮時海岸線から4哩以内の区域及び志島崎正東から大王崎正東までの間については最大高潮時海岸線から10哩以内の区域を除く。 ただし、上記の操業区域外であっても関係漁業者間の調整が整った場合は、その調整が整った区域についてはこの許可に基づく区域と認める。

漁業種類	操業区域の条件
いわしあぐり網漁業	<p>操業区域のうち、次の1、2、3の区域を除く。</p> <p>1 鳥羽市小浜町西崎より、同市桃取町島ヶ崎、同市答志町長刀鼻、同市菅島町白崎、同市石鏡町石鏡島、同市国崎町鑑崎を経て、安乗崎に至る線以西の区域</p> <p>2 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域（アグセ付近）</p> <p>ア 伊勢市二見町江神前崎と愛知県知多郡美浜町野間崎を結んだ直線上神前崎から1,500メートルの点</p> <p>イ 同線上神前崎から4,000メートルの点</p> <p>ウ 鳥羽市桃取町島ヶ崎から愛知県知多郡美浜町野間崎を結んだ直線上島ヶ崎から4,000メートルの点</p> <p>エ 同線上島ヶ崎から1,500メートルの点</p> <p>3 次のア、イの点を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた区域（池の浦）</p> <p>ア 伊勢市二見町江神前崎</p> <p>イ 鳥羽市小浜町亀の島の鼻</p> <p>上記操業区域外のうち、1の区域については、関係漁業者間の調整が整った場合には操業区域と認める。</p>
魚目あぐり網漁業	<p>操業区域のうち、次の1、2、3の区域を除く。</p> <p>1 鳥羽市小浜町西崎より、同市桃取町島ヶ崎、同市答志町長刀鼻、同市菅島町白崎、同市石鏡町石鏡島、同市国崎町鑑崎を経て、安乗崎に至る線以西の区域</p> <p>2 次のア、イ、ウ、エの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域（アグセ付近）</p> <p>ア 伊勢市二見町江神前崎と愛知県知多郡美浜町野間崎を結んだ直線上神前崎から1,500メートルの点</p> <p>イ 同線上神前崎から4,000メートルの点</p> <p>ウ 鳥羽市桃取町島ヶ崎から愛知県知多郡美浜町野間崎を結んだ直線上島ヶ崎から4,000メートルの点</p> <p>エ 同線上島ヶ崎から1,500メートルの点</p> <p>3 次のア、イの点を結んだ直線と陸岸とによって囲まれた区域（池の浦）</p> <p>ア 伊勢市二見町江神前崎</p> <p>イ 鳥羽市小浜町亀の島の鼻</p>

なお、上記の表において「関係漁業者間の調整が整った場合」とは、関係漁業者から操業についての了解が得られ、協定等が締結されている場合とし、その旨が確認できる書面が県に提出された場合とします。

(3) 標識等の掲示

火光を利用する漁業種類およびかつお・まぐろまき網漁業に使用する船舶には、別に定めた標識等を掲示しなければなりません。

(4) 許可の併有禁止

伊勢湾口火光利用あぐり網漁業許可と伊勢湾口火光利用夏あぐり網漁業許可の併有は認めません。

(5) 共同経営の制限

原則として三重県在住以外の者との共同経営を禁止します。

(6) 簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）及びGPSプロッターの扱い

- ア 許可船舶（網船）に、簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）を備え付けるものとします。ただし、2そうまきの許可については、どちらか1隻の許可船舶（網船）に簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）を備え付けるものとします。
- イ 三重県知事が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）を備え付けることを指示したときは、その船舶内に簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）を備え付けるものとします。
- ウ 簡易型船舶自動識別装置（簡易型AIS）を備え付けた船舶は、操業し又は航行する期間中は、正常に動作（送信）するように維持するものとします。ただし、伊勢湾を操業区域とするものを除きます。
- エ 許可に係るすべての許可船舶（網船）及びその附属船は、3日間の航跡記録（GPSプロッター）を保存し、三重県職員の指示に従い提示しなければなりません。ただし、伊勢湾を操業区域とするものを除きます。

(7) 立入検査

この取扱方針に規定する事項を処理するために必要があると認める場合は、許可を受けた船舶に立ち入り、随時、網具、集魚に使用する電球、集魚装置等設備の状況を検査することができるものとします。

また、検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができるものとします。